

社会福祉法人 秀麗会
理事・監事・評議員等の報酬及び費用弁償(理事長の日当)に関する規程

(役員報酬)

第1条

社会福祉法人秀麗会の役員の報酬は、理事長のみに支給するものとし、予算の範囲内とする。

(費用弁償)

第2条

理事及び監事(職員である者を除く)、評議員が職務のため旅行したときは、社会福祉法人秀麗会旅費規程により定める旅費を支給する。

2. 前項に定める旅費のほか、理事及び監事(職員である者を除く)評議員が次の会議に出席した場合には費用弁償として別表1で定める日額を支給する。

(1)理事会

(2)役員会

(3)評議員会

3. 理事長が、必要に応じて理事長としての職務にあたった場合につき、別表2で定める日当を支給することができる。

別表1(費用弁償)

区 分	弁 償 額	摘 要
理事・監事・評議員	3,500 円	

別表2(理事長の日当)

区 分	日 当	摘 要
理事長	10,000 円	

附則

この規程は令和3年3月1日より施行する。